

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

かながわ知的財産活用促進モデル計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

神奈川県

3 地域再生計画の区域

神奈川県の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 計画の背景と地域の状況

ア 背景

大学等の研究開発で生まれた知的財産は、基礎段階のまま事業化されてビジネスとして成功する例は極めて少ないのが現状である。基礎的な知的財産は新たな「知識」であるが、企業や地域産業が求めるものは、商品や製品の生産に必要な「技術」であり、両者に大きな隔たりがある。

このため、産学公連携による知的財産の創出、保護及び活用のサイクルを、多様な分野で展開し、大学等が生み出す「知識」を企業等が必要とする「技術」へと育成、活用することで、地域産業力の強化や地域課題の解決を図ることが求められている。

本県においても、知的財産の高付加価値化及び地域社会への還元を促進する取組により、神奈川の新たな魅力の創出による地域活性化や豊かな県民生活の実現への寄与が求められている。

イ 地域の状況

本県は、県内の産業構造を技術集約・知識集約型、高付加価値型へと転換することを目指して昭和53年に「頭脳センター構想」を提唱し、独自の総合的な産業政策を進めるとともに、科学技術による地域振興を全国に先駆けて取り組んできた。

県内には、研究機関・人材等が豊富に集積し、知的財産に関するポテンシャルは、全国的に見てもトップクラスにある。企業集積もベンチャー・中小企業から大企業まで多岐にわたっている。産業構造が技術集約・知識集約型又は高付加価値型に転換する中、企業や農林水産業も含めた地域産業全体は、知的財産による新しい技術・付加価値創出

というニーズを抱えている。

また、総合的な試験研究機関、産学公連携機関である（財）神奈川県科学技術アカデミー（以下「KAST」という。）のほか、行政機関として県内企業等の技術支援活動を展開している神奈川県産業技術センター（以下「県産技センター」という。）や、環境・農業・生活関連で地域に密着した研究活動を行う公設試験研究機関が県内各地に配置されている。

このように、本県には、

- ① 豊富な知的財産に関するポテンシャル
 - ② ニーズを抱える数多くの企業や地域産業
 - ③ 大学等と企業との仲介・中間的役割を担う公の機関
- などの、知的財産の新たな展開を進める基盤が揃っている。

(2) 課題解決に向けた新たな県の取組み

そこで、本県では、次の視点で知的財産の創出、保護及び活用を促進し、商品や製品の高付加価値化や地域社会への還元を進めることとしている。

- ① 大学等や企業の地域社会への貢献を促し、地域活力として幅広く活用する。
- ② 公設試験研究機関及び産学公連携機関などの公的機関が、コーディネート役を担う。
- ③ 地域課題への貢献や技術革新が期待できる分野において、「選択と集中」により重点的に取り組む。

なお、具体的な取組としては、国の「地域の知の拠点再生プログラム」に掲げられた支援制度を活用しつつ、

- ① ものづくり分野などで、「知識」と「技術」の間の試作開発の課題を克服する「公共試作開発ラボ機能」を、KAST（研究支援等）と県産技センター（評価、技術支援等）が担い構築する。
 - ② 環境との調和や安全・安心などの地域課題を解決するため、公的試験研究機関が、大学等の知識と企業の力を活用する産学公共同研究の強化する。
 - ③ 中小企業等への知的財産に関する相談体制や支援策を充実し、特許等の活動支援や大学・企業間の特許・技術の移転を促進する。
 - ④ コーディネートやマネジメントする人材の育成や、高度なものづくり分野などの地域社会から要請の強い分野の人材を育成する。
 - ⑤ リサイクルなどの社会的な課題に対応する技術の市場化に向けた支援、地域名の活用や商標登録等への支援、新たな知識の国際標準化に向けた取組を推進する。
- 等の取組を積極的に進め、本県の新しい知的財産の活用に基づく地域の活性化を図る。

(3) 目標

本計画による活動は、地域の大企業・中小企業・大学等の技術連携などを促進する「神奈川県R&Dネットワーク構想」などの活動を支え、環境との調和や安全安心などの様々

な分野で産学公連携を活発化するものであり、当面は、神奈川県政運営の総合的・基本的指針である「神奈川力構想・プロジェクト51（平成16年3月策定）」の目標を実現する横断的な原動力として展開し地域再生を目指す。

特に、神奈川力構想・プロジェクト51の中で次の具体的目標などの達成を図るため、中核となる技術開発などを行う産学公連携事業等を推進する。

【目標代表例】

政策課題分野Ⅳ 産業振興による地域経済の活性化

・Ⅳ－1 産業の活性化と雇用の確保

№23 中小企業の経営革新とものづくり支援

目標値：中小企業経営革新支援法に基づく「経営革新計画」の承認件数（累計）

2002年度実績 503件、2006年度目標値 995件

・Ⅳ－3 地域に根ざした農林水産業の振興

№28 地産地消による農林水産業の振興

目標値：県産農畜産物を購入した人の割合

2002年度実績 74%、2006年度目標値 80%

こうした中で「地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進【B1001】」による「湘南のあふれる光を利用したリサイクル型養液栽培システムの開発」は、農薬使用の抑制につながる環境調和型農業技術の開発という点で、環境負荷が少なく持続性の高い、神奈川らしい農業の実現に資する中核的な取組として位置づけられる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

産学公連携による知的財産の創出、保護及び活用のサイクルを、多様な分野で展開し、大学等が生み出す「知識」を企業等が求める「技術」へと育成、活用することで、地域産業力の強化や地域課題の解決を図る。

これにより、知的財産の製品や商品の高付加価値化及び地域への還元を促進し、神奈川の新たな魅力創出による地域活性化、豊かな県民生活の実現を目指す。

実施に当たっては、国の各種支援策や県独自の施策を連携させた取組として展開する。

5-2 法第4章の特別措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進

【B1001】

○地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業（現場連携支援実用化促進型）

〔課題名〕

湘南のあふれる光を利用したリサイクル型養液栽培システムの開発

〔事業主体〕

神奈川県農業技術センター、東京大学、(財)神奈川科学技術アカデミー、企業等

〔実施予定期間〕

平成18年度から平成20年度

〔事業予定規模〕

初年度10百万円／年で、総額30百万円（要望額ベース）

〔事業概要〕

湘南地域に適した光触媒反応を利用する安価で環境に優しい施設栽培技術を開発する。環境にストレスを与える廃ロックウールや排出肥料成分の削減及び低農薬栽培の実現のため、高機能・低コストな光触媒担持体を活用し育苗を含む新たな完全循環型栽培システムを企業と共同で開発し、地域の生産者への普及を図る。さらに、もみ殻等の有機培地の利用や作物残渣の堆肥化により、地域における物質循環系をも確立する。

5-3-2 独自の取り組み

○地域産学公結集共同研究事業

平成18年度課題名：環境調和型機能性表面の実用的製造技術の開発

地域の産業マクロニーズ（複数企業のニーズ）に対応する新たな研究事業として、(財)神奈川科学技術アカデミー及び神奈川県産業技術センターが、地域大学や企業等と結集して、ものづくりで非常に重要な分野である表面処理に着目した共同研究（新しいめっき技術の開発）を推進する。

○知的財産活用促進コーディネート事業

(財)神奈川科学技術アカデミー及び神奈川県産業技術センターが、コーディネート活動を通じて、地域の大学等の有望な研究成果であと一押しすれば企業等への移転が円滑に進むものなどを見出し、大学等の応用的な研究活動を支援する。

○地域科学技術振興事業

地域に密着した研究活動を行う公設試験研究機関が、地域の課題などに着目して研究課題を立上げ、他機関との共同研究などへ大きく展開していくまでの取組みを一貫して活動するための事業である。

○科学技術振興体制運営事業

公設試験研究機関が、産学公連携の活動を活発化するため、外部の人材などを効果的に活用して、共同研究事業などを一層促進するための事業である。

○知的財産戦略策定支援事業

中小企業に知的財産の専門家等を派遣し、中小企業の経営戦略の一環として知的財産の戦略的活用を促進する事業である。（（財）神奈川中小企業センターに委託予定。）

○特許流通支援事業

中小企業の保有する特許技術等を、特許移転の専門家である特許流通アドバイザーが、その技術の移転を希望する企業等に円滑に移転できるよう支援を行う事業である。（（財）神奈川科学技術アカデミーに委託予定。）

○知的所有権センター運営

神奈川県産業技術センター及び（財）神奈川科学技術アカデミーに、特許電子図書館の利用に関してアドバイス等を行う特許情報活用支援アドバイザーを配置し、中小企業等の特許情報の利用促進を図る。（知的所有権センターとは、本部：神奈川県産業技術センター、支部：（財）神奈川科学技術アカデミー／（社）発明協会神奈川県支部／神奈川県立川崎図書館であり、地域の特許情報提供の中核として機能する機関である。）

6 計画期間

認定の日から平成24年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画に関する取組については、毎年度の神奈川県政内の政策議論や公設試験研究機関の機関評価で必要な見直し等を行い、着実に事業の推進を図る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし